

平成19年12月11日

川崎市長 阿部孝夫 様

川崎市事業評価検討委員会
会長 輿水肇

平成19年度第2回川崎市事業評価検討委員会の審議結果について

川崎市事業評価検討委員会設置要綱第2条第2項の規定に基づき、国庫補助事業に係る公共事業の評価の実施に対する対応方針（案）について、審議の結果を次のとおり意見具申いたします。

1 平成19年度事前評価実施事業

基幹水道構造物の耐震化事業

2 審議結果

評価結果及び事業をめぐる状況等を総合的に勘案し、平成19年度事前評価対象事業について「新規着手」とする市の対応方針について妥当と判断した。

また、今後事業を継続する上で配慮すべき事項について、別紙の通り付記する。

附帯意見

1 費用対効果分析について

断水による便益(=被害額)については、浄水施設の復旧期間を28日とし、その間給水がないものとして代替サービスの購入費用を見込んでいるが、実際は他都市からの援助、給水拠点や循環式地下貯水槽の整備による拠点給水、住民の自助努力による蓄水等の普及などにより、部分的に給水が可能であり、便益(被害)の軽減要因を見込んでいない。他方、ダウンサイジングによる維持管理費の削減効果や、工場・事務所などの被害額といった便益(被害)の増加要因を見込んでいない。こうしたことから、費用対効果分析についてはマニュアルに沿った計算となっているものの、より一層の精度の向上が望まれる。

2 水源の確保について

緊急時の対策として、多様な水源の確保に努めるとともに、各施設の相互融通ができる体制を整え、市民が安心できる水の供給体制を確立する必要がある。

市内唯一の自己水源である生田浄水場の地下水については、生田浄水場の廃止後も非常時の飲料水として活用を図ることも重要である。

3 川崎市水道事業の中長期展望について

水道事業の中長期展望については平成18年3月に改訂されているが、社会・経済状況の変化が急速であることから、適宜、適切な見直しが必要である。今後も、常に長期的な視点から、将来の水需要などを含めた水道事業の方向性についての展望が必要である。

4 その他

- (1) 本事業は大規模構造物の撤去を伴う事業であるため、建設廃棄物のリサイクルなど、環境への負担を軽減する取組を行うことを望む。
- (2) 浄水場は環境学習や社会科教育に適した良い教材であることから、施設の更新後も見学ルートを整備など、教育機能に配慮した施設整備を望む。